

令和6年度（6月分～翌年5月分）

宗像市 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収関係書類綴り

- 1年間（翌年5月まで）使用する書類を含んでいます。
次年度総括表及び普通徴収申請書は年末に改めて送付はいたしません。紛失しないように保管してください。
- 特別徴収についての問い合わせや提出書類には、特別徴収税額の決定・変更通知書等に記載された「指定番号」を申出、または記入してください。
- 納入書のご案内は17ページです。
給与分の納入額が変更になる場合や退職所得分をあわせて納入する場合は、18ページをご覧ください。
- 期限後（令和6年3月16日以降）に所得税及び市県民税申告をされた内容は、6月分からの課税に反映が間に合わない場合があります。この場合、7月分以降からの課税・税額変更等の処理をおこない、対象の方の特別徴収税額の決定（変更）通知書をお送りします。
- インターネットから各種様式のダウンロードができます。
市ホームページ(<https://www.city.munakata.lg.jp/>) ▶ 申請書ダウンロード ▶ 税金 ▶ 個人の住民税



福岡県 宗像市役所 税務課 市民税係

〒811-3492 福岡県宗像市東郷一丁目1番1号 TEL 0940-36-7350（直通）
FAX 0940-36-2831

特別徴収義務者 様

令和6年度市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について

市民税・県民税の特別徴収につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年度、貴事業所を市民税・県民税・森林環境税の特別徴収義務者として指定しましたので、同封の「令和6年度市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書」に基づき、特別徴収事務をよろしくお取り扱いいただきますようお願いいたします。

福岡県宗像市長

《 目 次 》

普通徴収申請書	翌年1月に「次年度給与支払報告書」を提出する際に使用してください	1ページ
特別徴収の概要について	特別徴収制度、徴収方法、納入場所（指定金融機関）等の説明を記載しています。必ず初めにお読みください	3ページ
郵便局等の指定通知書	九州（沖縄県を除く）以外の郵便局等を利用する場合に使用してください	5ページ
異動届出書について	給与所得者が「転勤」「退職」等により、特別徴収ができなくなった場合に必ず提出が必要です（非課税のため特別徴収していない方についても提出してください）	7ページ
異動届出書(記入例)		8ページ
異動届出書(様式)		9ページ
普通徴収から特別徴収への切替届出書	特別徴収を開始する場合にすみやかに提出してください	13ページ
名称、所在地等変更届出書	名称・所在地・電話番号等に変更があった場合に提出してください	15ページ
納入書のご案内	納入書を使用する前に必ずお読みください	17ページ
納入書記入例	納入額が変更になった場合は記入例を参考に書きかえて使用してください。また、記入誤りや破損の場合には記入例を参考に予備の納付書を使用してください	18ページ

普通徴収申請書

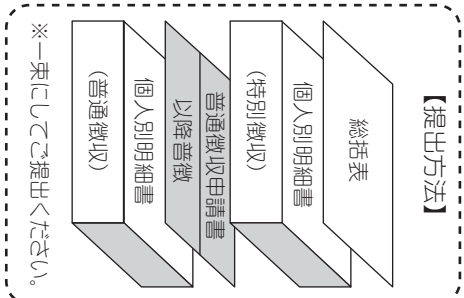
指定番号

事業主名

宗像市長 あて

この「普通徴収申請書」以降の者は、下記理由により特別徴収できないため、普通徴収として申請します。

略号	理由	人数
A	退職者又は退職予定者（5月末まで）	人
B	給与の支払いがない月がある者	人
C	年間の給与の支払金額が930,000円以下の者	人
D	他の事業主から特別徴収されている者（乙欄該当者）	人
E	事業専従者（事業主が個人の場合のみ該当）	人
F	給与受給者総数が2人以下 ※全従業員数がA～Eの該当者を除く人数	人
普通徴収申請書 合計人数		人



○普通徴収申請書の記載要領

【給与支払報告書を書面で提出する場合】

- ①普通徴収を申請する従業員の個人の個人別明細書の摘要欄に、上記略号のA～Fを記入してください。
なお、退職者及びDの乙欄該当者については、略号の記入を省略することもできます。
- ②普通徴収申請書の提出がない場合、特別徴収となります。

【給与支払報告書をeLTAXや光ディスクで提出する場合】

- ③普通徴収を申請する従業員の方の個人別明細書の普通徴収項目にチェック（光ディスクの場合は、普通徴収のコード入力）を行い、摘要欄にも書面による提出と同様上記略号のA～Fを入力してください。
なお、退職者及びDの乙欄該当者については、略号の入力を省略することもできます。
- ④eLTAXや光ディスクで給与支払報告書を提出する場合、この申請書の提出は不要です。
ただし、上記③の入力がない場合、書面での提出と同様に特別徴収となります。

【共通事項】

- ⑤申請要件に該当する従業員の方であっても、特別徴収することができるときは申請の必要はありません。
- ⑥F欄は、他市町村を含む全従業員数からA～Eに該当する従業員数（他市町村を含む）を除いた人数が2人以下の場合、申請ができます。ただし、人数は宗像市に居住する従業員数を記入してください。
- ⑦一人の従業員の方が複数の項目に該当する場合は、略号の上位の項目一つで申請してください。

以降普通徴

〈キリトリ〉

普通徴収に該当する場合、この申請書を提出してください。

特別徴収の概要について

令和6年度変更点

個人住民税において、定額減税が実施されます。「市民税・県民税・森林環境税額の決定通知書（特別徴収義務者用）」は定額減税が反映された内容です。以下、「2. 月割額の徴収方法」および「5. 月割額の納入及び納入期限」をご確認ください。

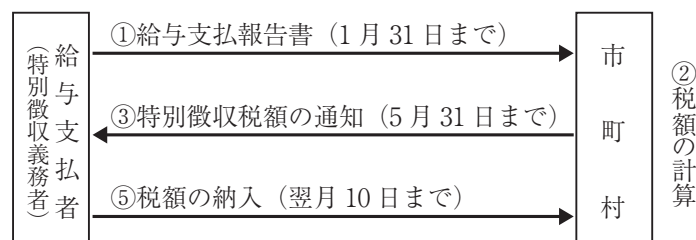
1. 特別徴収制度について

特別徴収とは、給与支払者（特別徴収義務者）が給与所得者（納税義務者）の市民税・県民税（個人住民税）・森林環境税（国税）を、所得税の源泉徴収と同様に、その給与所得者に支払う給与または退職手当等から徴収し、その徴収した税額を関係市町村長に納入する制度です。

※森林環境税は、国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、令和6年度から、個人住民税均等割と併せて年額で1,000円が徴収されます。

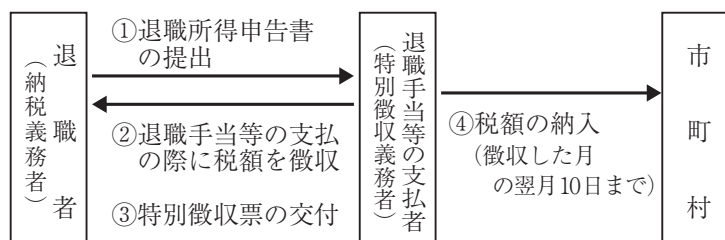
イ) 「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）」により月々の給与から差し引きして納入するもの。

（前年中の所得に対して、その翌年に課税されます。）



ロ) 退職所得があった場合に、所得税とともにその退職手当等から差し引きして納入するもの。

（他の所得とは分離して、その受給時に課税されます。）



※期限が、民法第142条に規定する休日（祝日、日曜日、全国的な規模の休日）及び土曜日に該当するときは、その翌日等を期限とみなします。

※ 特別徴収義務者として指定を受け、特別徴収税額の通知を受けた給与支払者は、給与所得者（納税義務者）の特別徴収税額を徴収し、かつ、納入する義務を法律上課されます。したがって、特別徴収義務者としての指定は、任意に取消し、又は拒否することはできないものであり、また、この徴収して納入すべき特別徴収税額にかかる納入金を納入しなかった場合には、税法の規定により、督促及び滞納処分を受けることになります。

2. 月割額の徴収方法

「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）」に各納税義務者の月ごとの納付額を算出していますので、各自の月ごとの納付額を **6月（定額減税により6月分の納付額欄に記載がない場合は、7月）から翌年の5月まで** 毎月各納税義務者に支払われる給与から徴収してください。

3. 特別徴収税額の変更通知書を受けた場合の徴収方法

市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額を通知した後に税額を変更する必要がある場合には、別途「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の変更通知書」を送付しますので、記載されている納付額によって徴収し、納入してください。(納入書の記入については17、18ページ参照)

4. 給与所得者（納税義務者）の異動について

給与所得者が転勤、退職、無給休職、無給の長期欠勤、死亡などの理由によって給与の支払いを受けなくなったときは、給与の支払いがあった月までの月割額を徴収して納入し、異動届出書をその**異動があった日の翌月の10日まで**に必ず提出してください。(7ページ参照)

5. 月割額の納入及び納入期限

徴収された月割額は、納入書によって下記の納入場所（指定収納機関）に、徴収すべき月の**翌月の10日まで**（ただし、10日が日曜日・祝日及び土曜日の場合はその翌日等まで、例えば、7月の給与から徴収された月割額は8月13日まで。）に納入してください。

納入書は、特別徴収義務者の名称、所在地、指定番号、年月分等の所要事項を確認のうえ、月ごとに**納入金額（各納税義務者の月割額の合計）**を印字しています。税額を変更する場合には、納入書の金額を変更してください（18ページ参照）。また、年税額が少額等の理由により、一括納入の希望があれば、第1回目に12か月分（定額減税により6か月分の納付額欄に記載がない場合は11か月分）の納入書をご使用のうえ、全額納入することもできます。

なお、納期の特例の承認を受けている場合は、6月～11月分は**11月分の納付書**を使用し、12月～翌年5月分は**翌年5月分の納入書**を使用し、正しい金額に訂正のうえ納入してください。（18ページ参照）

また、eLTAXを利用いただき、ご納付いただくことができます。詳しくは、下記、ホームページにてご確認ください。

《納入場所（指定収納機関）》

宗像農業協同組合	遠賀信用金庫	福岡中央銀行
みずほ銀行	福岡県信用組合	北九州銀行
福岡銀行	九州信用漁業協同組合連合会(宗像本所代理店、 神湊代理店、大島代理店、地島代理店に限る)	郵便局・ゆうちょ銀行
西日本シティ銀行		九州労働金庫

※福岡銀行派出所宗像市役所窓口の営業時間は9:00～12:30、13:30～16:00です。
(土・日・祝日など市役所の閉庁日は除く)

※九州（沖縄県を除く）以外の郵便局等を利用する場合は、当市の金融機関として指定しなければなりませんので、5ページの指定通知書に利用する郵便局等の名称をご記入のうえ、最初に納入する際にその郵便局等へ提出してください。

エルタックス
eLTAX

地方税の**電子総合窓口**
ポータルシステム

自宅やオフィスから、インターネットを通じて簡単に地方税が納付できるシステムです。
さらに詳しい情報を、ホームページで確認できます。
eLTAX ホームページ→ <https://www.eltax.lta.go.jp/>



eLTAX 共通納税とは

検索

令和 年 月 日

郵便局長様
ゆうちょ銀行支店長様

福岡県宗像市長



指 定 通 知 書

貴局（店）を地方税法第321条の5第4項により、当市の
市民税・県民税・森林環境税（特別徴収税額）の取扱局（店）
に指定しましたので通知します。

記

- 1. 承認番号 福振 第195号
- 1. 口座番号 01760-7-960008
- 1. 加入者の名称 宗像市
- 1. 取りまとめ局 福岡貯金事務センター

九州（沖縄県を除く）以外の郵便局等を利用する場合は、当市の金融機関として指定しなければなりませんので、右の指定通知書に利用する郵便局等の名称をご記入のうえ、最初に納入する際にその郵便局等へ提出してください。

異動届出書について

給与所得者が転勤、退職等により異動した場合はすみやかに提出してください。

給与所得者が転勤、退職、無給休職、無給の長期欠勤、死亡などの理由によって給与の支払いを受けなくなったときは、給与の支払いがあった月までの月割額を徴収して納入し、異動届出書をその**異動があった日の翌月の10日まで**に必ず提出してください。

異動届出書の提出が遅れた場合、退職者等の残税額は普通徴収*の残りの納期で均等割して徴収するため、個人が1回に納付する税額が多くなることがありますので、ご注意ください。

※普通徴収…個人に直接納税通知書を送付して徴収する方法で、納期は、1期6月末・2期8月末・3期10月末・4期翌年1月末の4回です。

《退職者等にかかる一括徴収制度》

転勤・転職先で特別徴収を継続する場合を除き、退職等の事由により特別徴収できなくなった残税額は、通常、普通徴収により徴収することになりますが、次の場合には特別徴収義務者がその残税額を**一括徴収しなければなりません**。

イ) 6月1日から12月31日までの間に、退職等により給与の支払いを受けないこととなった場合で、最後に支払われる給与または退職手当等の合計額が残税額を超え、かつ、納税義務者から **一括徴収してほしい旨の申出があったとき**。

ロ) **翌年の1月1日から4月30日までの間に**、退職等により給与の支払いを受けないこととなった場合で、最後に支払われる給与または退職手当等の合計額が残税額を超えるとき。(この場合、**本人の申出の有無にかかわらず**、一括徴収しなければなりません。)

できるだけ一括徴収を（お願い）

イ) の退職時期が12月31日までの方についても、給与または退職手当等の合計額が残税額を超える場合には、

- ① 改めて納税資金の準備をしなくて済む。
- ② 個人で納付しなくて済む。
- ③ 特に、10月以降に退職した方は、普通徴収の残りの納期が1回（1月末）しかないため、一括徴収すると同じ結果になる。

など、納税者にとって、様々な利点があることをご説明いただき、退職時には残税額の一括徴収の取扱いをしていただきますよう格別のご配慮をお願いいたします。

(お願い)

- 異動届出書は2部綴っています。不足する場合は、コピーまたは、宗像市ホームページからダウンロードして使用してください。
- 退職等による異動で、残税額の徴収を普通徴収に切り替える場合は、本人にその旨を必ず伝えてください。
- 非課税のため市民税・県民税・森林環境税を給与等から天引きしていない方についても提出してください。

《異動届出書記入例》

(給与等の最終支払い月が2月で、2月分(3月10日納期限分)で一括徴収する場合)

- ①の欄 「特別徴収税額の通知書」の指定番号を記入してください。
- ②の欄 婚姻等により姓を変更した場合は、新旧それぞれ記入してください。
- ③の欄 1月1日現在の住所を記入してください。その後住所の変更があった場合は、異動後の住所も正確に記入してください。
- ④の欄 「特別徴収税額の通知書」の特別徴収税額を記入してください。なお、年度途中に「変更通知書」を受けた方については、変更後の特別徴収税額を記入してください。
- ⑤の欄 異動した人の月割額を「当月初分から何月分まで徴収したか」と、「その期間の徴収済額」を記入してください。一括徴収の場合は、市への納入済額を記入してください。

(注意)

上記⑤の「何月分まで」及び「徴収済額」に誤記があった場合、個人に対し残税額を普通徴収した後に、追徴あるいは還付しなければならないこととなりますので、十分にご注意ください。

- ⑥の欄 異動の事由が発生した(する)日付をご記入ください。
- ⑦の欄 該当する徴収方法の数字を記入してください。
 1. 転勤・転職先で特別徴収継続
 2. 残税額を一括して徴収し納入
 3. 上記以外で残税額を普通徴収へ
- ⑧の欄 転勤・転職先で特別徴収を継続する場合、新しい勤務先に月割額と徴収開始月を連絡し、記入してください。
- ⑨の欄 新しい勤務先にすでに当市が指定した番号がある場合、記入してください。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

(あて先) 宗像市長		所在地 〒811-3492 宗像市東郷一丁目1番1号	特別徴収義務者 指定番号 000600000
令和●年2月1日提出	フリガナ 宗像 義務者 特別徴収者 給与支払者	フリガナ ムナカタカブシキガイシャ	所属 人事課
市記入欄	氏名又は名称 宗像株式会社	氏名 宗像 太郎	電話 0940-36-7350 内線()
フリガナ トウゴウ ジロウ	個人番号 1234567890123	一人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰め記載	
氏名 東郷 次郎	特別徴収税額 (年税額) 49,500	(イ) 徴収済額 31,500 円	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 18,000 円
生年月日 S45年10月15日	受給者番号 123	7月 1月まで	2月 5月まで
1月1日現在の住所 宗像市日の里1丁目2-3	異動後の住所 同上	R●年 1月	31日
1. 特別徴収継続の場合		2. 一括徴収の場合	
特別徴収義務者 指定番号 9	所在地 下	2	12
フリガナ	フリガナ	徴収予定日 2月13日	
氏名又は名称	氏名又は名称	徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 18,000 円	
3. 普通徴収の場合		※市町村記入欄	
1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	左記の一括徴収した税額は、		
2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため	2 月分(3 月 10 日納期限分)の 納入書で納入します。		
3. 死亡による退職であるため			

- ⑩の欄 新しい勤務先の所在地・名称を記入してください。
- ⑪の欄 異動した人の新しい勤務先での受給者番号を記入してください。
- ⑫の欄* 一括徴収する理由で該当する数字を記入してください。

- ⑬の欄 一括徴収した税額を何月分(何月何日納期限分)で納入するかを記入してください。
 - ⑭の欄* 一括徴収しない(できない)理由で該当する数字を記入してください。
- ※⑫、⑭の詳細については、前頁のイ)、ロ)を参照

報告書 給与支払報告書
 徴収 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

(あて先) 宗像市長 令和 年 月 日提出		〔特別徴収者〕 給与支払者	所在地 〒	特別徴収義務者 指 定 番 号			
フリガナ	担 連 当 者 先		所 属	氏 名			
氏名又は名称	電 話		内線 ()				
市記入欄	個人番号 又は法人番号	一人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載					
フリガナ	氏 名	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法
生年月日	年 月 日				年 月 日	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 〔事由・理由〕	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
個人番号					右から 番号を 記入		
受給者番号							
1月1日 現在の住所							
異動後の 住 所							

1. 特別徴収継続の場合

新しい 勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号	(新規) 法人番号	新しい勤務先へは、月割額 _____円を _____月分(_____月 _____日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
	所 在 地	担 当 者 連 絡 先	所 属	氏 名
	フリガナ	電 話	内線 ()	
	氏名又は名称		受 給 者 番 号	

2. 一括徴収の場合

理 由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 _____月分(_____月 _____日納入期限分) の 納入書で納入します。
		月 日	円	

3. 普通徴収の場合

理 由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため	※市 町 村 記 入 欄

異動後に出国する給与所得者が、一括徴収によらず普通徴収になる場合は、事前にご連絡ください。
 ※宗像市ホームページ(<https://www.city.munakata.lg.jp/>)からダウンロードできます。(A-2)

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
 特別徴収

年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

(あて先) 宗像市長 令和 年 月 日提出		() 特別徴収 給与支払者 ()	所在地 〒	特別徴収義務者 指 定 番 号					
フリガナ	フリガナ		氏名又は名称	担 連 当 事 者 先	所 属				
個人番号	個人番号 又は法人番号				氏 名				
市記入欄					電 話	内線 ()			
給 与 所 得 者	フリガナ			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 日 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法
	氏 名								
	生年月日	年 月 日							
	個人番号								
	受給者番号								
	1月1日 現在の住所								
異動後の 住 所			円	円	円	年 月 日	1. 退職 2. 転 職 3. 休 職 4. 死 亡 5. 支 払 少 額 6. 合 併 7. そ の 他 (事由・理由)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	

1. 特別徴収継続の場合									
新 しい 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号	(新規) 法人番号		新しい勤務先へは、月割額 _____円を					
	所 在 地	〒		担 当 者 連 絡 先	所 属	_____月分 (_____月 _____日納入期限分) から			
	フリガナ			氏 名	徴収し、納入するよう連絡済みです。				
	氏名又は名称			電 話	_____内線 ()		受 給 者 番 号		

2. 一括徴収の場合									
理 由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、			
		月 日		円		_____月分 (_____月 _____日納入期限分) の 納入書で納入します。			

3. 普通徴収の場合									
理 由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄							

異動後に出国する給与所得者が、一括徴収によらず普通徴収になる場合は、事前にご連絡ください。
 ※宗像市ホームページ(<https://www.city.munakata.lg.jp/>)からダウンロードできます。(A-2)

令和 年度 市民税・県民税・森林環境税

※ 他の従業員の方について当市で特別徴収をされている場合、指定番号をご記入ください。

普通徴収から特別徴収への切替届出書

● 給与所得者から普通徴収分を特別徴収へ切り替えてほしい旨の申出があった場合は、すみやかに提出してください。

(あて先) 宗 像 市 長 令和 年 月 日提出 市記入欄	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	フリガナ											事業種目		
		名 称											特別徴収義務者 指定番号(新規・継続)		
		所在地	〒 -										この届出書 に应答される方 (担当者)	所 属	
		個人番号又は法人番号											氏 名		
												電 話			

↑※必ずご記入願います

給 与 所 得 者										切替理由(↓該当する番号を○で囲んでください)	
個人番号										1. 月 日就職のため 2. 雇用形態の変更(正社員になったため) 3. 休職(産休□ 育休□ その他□)から復職したため 4. その他()	
フリガナ							生 年 月 日				
氏 名							昭和 平成 西暦				
住 所	1月1日 現 在										
	異動後 (現住所)										

上記の者の令和 年度 普通徴収分について
 第 期分以降を
 月分 (月 日納期限分)
 から特別徴収します。

※普通徴収の納期限が過ぎている納期分及び
 過年度分は特別徴収に切り替えできません。

備
考

・「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の変更通知書」は、①1日から20日までに異動処理したものを同月下旬、②21日から月末までに異動処理したものを翌月の上旬に送付させていただきます。※

※ 届出日と特別徴収の開始月が同じ場合等、給与支払事務の締日等により、通知書発送前に変更後の税額(月割額)の連絡が必要な場合は備考欄にその旨記載してください。

【市処理欄】	現 年 度	新 年 度

特別徴収にかかる特別徴収義務者 (名称、所在地等) 変更届出書

納入書について

この変更届出後に改めて納入書はお送りいたしませんので変更前の納入書を書きかえてご使用ください。

◎ 変更があった場合には、すみやかに提出してください。

(あて先) <div style="font-size: 2em; font-weight: bold;">宗 像 市 長</div> 令和 年 月 日提出	給 与 支 払 者 <small>(特別徴収義務者)</small>	フリガナ											特別徴収義務者 指 定 番 号			
		名 称											この届出書に 応答される方	所属		
		所在地	〒 —											氏名		
		個人番号又は法人番号												電話	() —	

		変更年月日	令和 年 月 日
項 目	変 更 前	変 更 後	
フリガナ			
名 称			
所 在 地	〒 —	〒 —	
送 付 先	〒 —	〒 —	
メールアドレス	@	@	
電話番号	() —	() —	
備 考			

※変更がある項目のみで記入ください。
 ※名称につきましては、誤読を避けるため、必ずフリガナを付けてください。
 ※宗像市ホームページ (<https://www.city.munakata.lg.jp/>) からダウンロードできます。(A-4)

納入書のご案内

金額に変更がない場合は、何も記入せずそのまま使用してください。

金額に**変更がある場合**や退職所得分がある場合は、18ページの**記入例を参考**に使用してください。

また、eLTAX を利用いただき、ご納付いただくことができます。詳細は、eLTAX ホームページにてご確認ください。(4ページ参照)

《納期限》

○納期限は、該当月分の翌月10日です。

ただし、10日が土・日・祝の場合は、翌日等
(金融機関の翌営業日)となります。

例：7月分…………… 8月13日(火)

《一括徴収について》

翌年1月1日から翌年4月30日までに退職された方の
残税額については、本人の申出の有無にかかわらず、
一括徴収しなければならないことになっています。
(7ページ参照)

《記入についてお願い》

納入書は、令和6年度分として、特別徴収を開始する月分から翌年の
5月分までの分と予備の2枚を同封しています。

特別徴収税額を変更したときは、「市民税・県民税・森林環境税特別
徴収税額の決定・変更通知書」を送付しますので、変更後の納付額
で納入してください。変更後の納入書は送付しませんので、お手元の
納入書の金額を書きかえて使用してください。(裏面18ページ参照)

納入の際は、納入書に記載されている月ごとの順に各納期限までに
納入してください。(例えば、7月分の納付を、誤って8月分の納入書で
納入した場合、7月分が未納となるため、後日、督促状が発送されてし
まいます。ご注意ください。)

《延滞金について》

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6% (延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合。ただし上限14.6%) の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。ただし、納期限の翌日から1カ月を経過する日までの期間の日数については年7.3% (延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合。ただし上限7.3%) の割合で計算します。

なお、税額が2,000円未満であるとき、又は延滞金が1,000円未満であるときは延滞金を納める必要はありません。また、延滞金に100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てられます。

延滞金特例基準割合

※延滞金特例基準割合とは、各年の前々年9月から前年8月までの各月における国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

《滞納処分について》

督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る市税、延滞金を完納しないときは、地方税法に基づく滞納処分を受けることとなります。

●記入例(給与分の納入額が変更になる場合)

福岡県宗像市		個人市国民納税納入済通知書
市区町村コード	口座番号	加入者名
4:0:2:2:0:6	01760-7-960008	宗像市
①納入金額 20000 円		
年	月	日
●	▲	▲
金額の変更がある場合 納入すべき金額が右の①納入金額の欄の金額と異なるときは、①納入金額の欄を横線で抹消し、②納入金額の欄に記入してください。		
納期限	令和●●年●月●日	
ゆうちょ銀行 福岡貯金事務センター (〒812-8794)	合計額 18000	
領収日付印	住所又は所在地	氏名又は名称

横線で抹消し

変更後の金額を記入してください。

※〒マークは記入しないでください。

注意点

※異なる月の納付額をまとめて納入する場合は、一枚の納入書を使用するのではなく、それぞれの月の納入書を使用してください。

(例) 7月の納付額の全部あるいは一部を徴収せず、8月分の給与から徴収した場合は、7月分として納入してください。

※予備の納入書を使用する場合は、①納入金額および②納入金額に金額と年月分を記入してください。

●記入例(退職所得分をあわせて納入する場合)

福岡県宗像市		個人市国民納税納入済通知書
市区町村コード	口座番号	加入者名
4:0:2:2:0:6	01760-7-960008	宗像市
①納入金額 20000 円		
年	月	日
●	▲	▲
金額の変更がある場合 納入すべき金額が右の①納入金額の欄の金額と異なるときは、①納入金額の欄を横線で抹消し、②納入金額の欄に記入してください。		
納期限	令和●●年●月●日	
ゆうちょ銀行 福岡貯金事務センター (〒812-8794)	合計額 170000	
領収日付印	住所又は所在地	氏名又は名称

※退職に伴う一括徴収分は「給与分」欄に含めて記入します。退職所得分とは異なります。

※〒マークは記入しないでください。

※算出方法は納入書の裏面に記載しています。

(裏面) 《退職所得にかかる》市県民税の納入申告書

《退職所得の分離課税分》	
市民税・県民税納入申告書	
(あて先) 宗像市長	受付印
令和●●年●月●日提出	
(特別徴収義務者) 所在地 ●●●●●●●●●●	
名称(氏名) ●●株式会社	
法人番号(せりふぎん) 1234567890123	
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により、下記のとおり分離課税に係る所得額の納入について申告します。	
令和●●年●月分	人数 1人
退職手当等の支払金額	16,000,000円
特別徴収税額	市民税 100,000円 県民税 50,000円
※個人事業主の場合は、法人番号欄に個人番号を記入しないでください。	